平成２５年（フ）第２０１号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ35棟201号
債務者　野澤　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０２号
横浜市瀬谷区二ツ橋町215番地　市営楽老ハイツ35棟201号
債務者　野澤　美奈
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３４号
横浜市中区弁天通２丁目28番地１　ライオンズマンション関内804号室
債務者　青柳　元基（旧名基）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７２号
横浜市緑区十日市場町896番地９　緑進せい館203号
債務者　東　　直也
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第９２号
三重県多気郡明和町大字池村1370番地
破産者　亡渡邉昭永相続財産
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第６５１号
熊本県熊本市南熊本３丁目７番10号
破産者　有限会社ソニックラブ
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５０５号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目４番地３横浜モンテローザ202号室、破産手続開始決定時の住所東京都町田市小山町2414番地９
破産者　笠井　正樹
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９６３号
東京都八王子市石川町820番地
破産者　三浦　義智
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０９２号
横浜市港北区綱島東５丁目６番12号
破産者　有限会社駒場製作所
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２６号
神奈川県小田原市飯泉500番地の１
破産者　有限会社二五五ビル
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６０号
静岡県焼津市五ヶ堀之内101番地の２
破産者　青山シーフード株式会社
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７５号
静岡市駿河区西島761番地
破産者　美健交易株式会社
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２号
最後の住所愛媛県四国中央市川之江町2068番地の２
破産者　被相続人亡石村安一の相続財産
1　決定年月日　平成25年３月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１８１号
奈良市西大寺南町２番28―４Ａ号
破産者　山下　大介
1　決定年月日　平成25年３月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２３４０号
名古屋市天白区中平３丁目1601番地　サンパーク中平201号
破産者　角田美乃里（旧姓島川）
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９４２号
愛知県犬山市羽黒川原口54　ガーデンコート犬山403、開始決定時の住所愛知県小牧市大字久保一色1208番地４　ダイナース小牧1103号
破産者　吉田　信之
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０２号
奈良県生駒市さつき台１丁目503番地19
破産者　稲川　隆彦
1　決定年月日　平成25年３月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１６８８号
札幌市厚別区厚別西３条２丁目６番７号
破産者　工藤　隆雄
1　決定年月日　平成25年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部